

矢板市女性のキャリアリスタート支援業務仕様書

1 業務目的

市内在住の就業希望者及び就業可能者に対し、基本的なPCスキル習得のための研修やキャリアコンサルティングを実施することで市内企業及びテレワークによる雇用創出を目的とする。

2 委託業務名

矢板市女性のキャリアリスタート支援業務

3 委託期間

契約締結日から令和7(2025)年3月31日(月)まで

4 業務概要

就業意欲を有する者(特に女性)に対し、就業に必要な知識・能力習得のためのセミナーの実施および就業促進事業を実施する。

5 業務内容

委託する内容は次のとおりとする。

(1) 研修会の企画・開催

就業意欲を有する者に対し、基本的なPCスキル習得のための研修やキャリアコンサルティングを実施することで就業又は求人へ応募する機会を創出するため、下記の内容を中心とする研修会を企画し、開催すること

ア 市内企業への就業やテレワークによる就業を目的とした研修会の企画・開催

概ね15名程度の受講を想定し、下記の内容を満たす研修会を実施すること

(ア) 市内企業への就業やテレワークによる就業をするために必要なスキル習得を目指した講習を実施すること

(イ) PCを用いた講習を円滑に行うための適切な研修会場を確保し実施すること

(ウ) 講習会開催時以外において、受講者の求めに応じた講習サポート体制を構築すること

(エ) 原則PC所有者を募集対象者とするが、非所有者に対しての貸出環境を整えること

(2) 研修参加者に対する就業促進

講習に際して、ITリテラシー・スキルの向上だけでなく、就職活動時に必要となる応募書類の作成、面接準備の支援、コミュニケーション能力の向上及び各就職活動を後押しできるキャリア支援をその内容に盛り込むこと

(3) K P I

- ・研修受講者のうち、就業を促進するための面談実施者数
- ・研修受講者のうち、受講完了者数

(4) その他の提案

- ・本市の就労状況を踏まえ、上記以外の効果的な事業を提案してもよい。

6 成果品

成果品は下記のとおりとする（データ形式でも納品すること）。

- (1) 業務報告書：2部
- (2) 研修会資料：2部
- (3) 電子式記録媒体資料（成果品のデータを記録したCD-ROM等）：2枚

7 その他

- (1) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (2) 事業実施に当たっては、本仕様書の範囲内において、本市と本業務の受託が協議しながら実施するものとする。
- (3) 想定より受講者数が下回った場合、人数単位で発生する経費については減額することを前提に、変更契約の協議に応じること
- (4) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、担当者と協議し指示を受けるものとする。
- (5) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は必要に応じて行うものとする。
- (6) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可を得ること
- (7) 事業の成果は、すべて本市に帰属するものとし、業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物について、本市が著作権を持つものとし、市が自由に加工、利用できるものとする。
- (8) 事業の実施を他の企業にそのまま再委託することはできない。他の企業と連携して事業を実施する場合は、実施計画に役割分担等を記載すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは発注者と受託者が協議の上、定めることとする。
- (10) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。